

- ✓ 重要インフラ事業者等が分野横断的に実施すべき対策に係る国の施策について検討を進め、令和 8 年度に新たな基準を策定する※ため、以下を行うこととする。

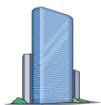
- ① 重要インフラ所管省庁の局長級で構成する会議体（議長：内閣サイバー官）の設置
- ② 同基準の作成に向けた調査の一部について、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に委託

※「サイバー空間を巡る脅威に対応するため喫緊に取り組むべき事項」（令和 7 年 5 月 29 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

① 新たな会議体の設置

重要インフラ所管省庁

- 金融庁
[金融]
- 総務省
[情報通信、行政]
- 厚生労働省
[医療]
- 経済産業省
[電力、ガス、化学、クレジット、石油]
- 国土交通省
[航空、空港、鉄道、水道、物流、港湾]

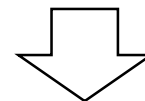


- 「重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議」を新たに設置。
- 基幹インフラ制度等も勘案しつつ、令和 8 年度に新たな基準を策定する予定。

② 戦略本部の事務の一部を委託

重要インフラ事業者等の
セキュリティ確保の状況調査

業務の委託



IPA 独立行政法人
情報処理推進機構

- 重要インフラのサービス提供の基盤となる制御系システム等の技術的・専門的な能力・知見が必要。

（参考）今般の基本法改正概要

- ✓ 今般の改正後のサイバーセキュリティ基本法において、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティ確保に関する国の行政機関が実施する施策の基準を作成することが、新たに本部事務に位置づけ。（基本法第26条第1項第3号）
- ✓ また、同法において、同基準の作成のため、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査について、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に委託することができる旨が追加。（基本法第31条第1項第1号）